

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 1 号
- 3 事業名 申原岩倉浄水場ろ過水量調節機取替工事
- 4 事業場所 申原
- 5 事業概要 緩速ろ過池用ろ過水量調節機 N=2基
- 6 工期 令和 6年 4月12日 ～ 令和 7年 2月28日
- 7 請負代金額 7,986,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 4月12日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区藤江町三丁目 1 6 3 番地
名称 (株)磯村 名古屋営業所
所長 河井 克至
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>	<p>1</p> <p>岩倉浄水場の緩速ろ過池のろ過水量調節機2基において、稼働せきが腐食し更新が必要となった。この調節機は平成4年頃に設置30年以上経過しその他の部分も腐食が進んでおり、部分的な交換修繕が出来ないため、調節機すべての交換が必要である。</p> <p>このろ過水量調節機は、株式会社磯村の特殊製品であり、他社製品では配管やろ過池構造など改修する必要があるため、費用・工期が増加することから競争入札に適さず、今回既設と同一社同等製品に取り替えるよう株式会社磯村と随意契約を締結したい。</p> <p>上記のことから、(株)磯村 名古屋営業所を随意契約の相手方とするものです。</p>

随意契約報告書

- 1 担当課 恵那文化センター
- 2 施行番号 契文化 第 26 号
- 3 事業名 恵那文化センタースコット変圧器入替工事
- 4 事業場所 長島町恵那文化センター
- 5 事業概要 油入低圧スコット変圧器に入れ替え、P C B 含有を確認する既存のスコット変圧器を一時保管場所まで移動させる
- 6 工期 令和 6年 4月26日 ～ 令和 6年 9月27日
- 7 請負代金額 2,860,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 4月26日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県羽島郡岐南町平成1-15-1
名称 (株) エレックス極東 岐阜サービスセンター
サービスセンター長 村岡 正弘
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

●地方自治法施行令 167 条の 2 の 1 項第 2 号

(その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当)

- ・恵那文化センターの屋上にある非常用発電機用スコット変電器は、低濃度の PCB を含有している。
- ・低濃度 PCB 廃棄物の処分期限は、PCB 特措法において令和 9 年 3 月 31 日となっている。この処理期限を過ぎると、事実上無害化の処理を行うことが不可能となり、永久保管を迫られる可能性がある。
- ・そのため、全国的に処理場への搬入が処理期限に近づくにつれて混雑し、早期に処理計画を立て着工しないと、処理場に持ち込むことが困難となる。
- ・また、処分に要する費用も処理期限に近づくにつれて日に日に上昇しており、今後は更に費用の高騰が見込まれる。
- ・予定委託業者は、『恵那文化センター自家用工作物保安管理業務委託』を請け負っており、当施設のことを熟知しているほか、入れ替え機器の手配や施工計画の早期策定と自社で耐圧試験を実施することが出来、主賓技術者の立会い対応もできる。
- ・なお、保安管理業務を通年で請け負っているため、スコット変圧器入れ替え後も引き続き、機器の保安管理を行うことができるため随意契約としたい。

【予定委託業者】

岐阜県羽島郡岐南町平成一丁目 15-1

株式会社エレクトクス極東 岐阜サービスセンター

代表取締役 三宅 正貢

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 44 号
- 3 事業名 藤花苑設備機器修繕工事
- 4 事業場所 恵那市武並町藤 藤花苑
- 5 事業概要 焼却設備の流動砂取替、各所清掃点検整備、焼却炉耐火材補修、熱交換器補修、電気制御盤の部品取替修繕、前処理設備の機器取替修繕工事
- 6 工期 令和 6年 5月 1日 ～ 令和 7年 3月 6日
- 7 請負代金額 30,800,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 5月 1日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30
名称 日立造船（株）中部支社
支社長 朝枝 政利
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）

当施設は、平成8年にアタカ工業株式会社が受注し、設計及び施工を行った施設で、膜分離高負荷脱窒素処理設備（I Z X処理）など特殊技術や設備が多数存在する施設です。

焼却施設等の点検修繕には特殊な知識と技術が必要で、設計施工を行ったアタカ工業株式会社の知識、特殊技術を要するため、アタカ工業株式会社の技術を引き継ぐ日立造船株式会社中部支社を契約の相手方とするものです。

アタカ工業株式会社

- ・平成18年、大機エンジニアリングと合併しアタカ大機株式会社に社名変更
- ・平成26年、親会社である日立造船株式会社と合併

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 45 号
- 3 事業名 藤花苑機械器具点検修繕
- 4 事業場所 恵那市武並町藤 藤花苑
- 5 事業概要 IZ循環ポンプ (B)、し渣除去スクリーン、計装機器の部品取替修繕と点検、脱臭塔用活性炭の取替
- 6 工期 令和 6年 5月 1日 ～ 令和 7年 3月 6日
- 7 請負代金額 19,800,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 5月 1日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30
名称 日立造船 (株) 中部支社
支社長 朝枝 政利
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第 2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）

当施設は、平成8年にアタカ工業株式会社が受注し、設計及び施工を行った施設で、膜分離高負荷脱窒素処理設備（I Z X処理）など特殊技術や設備が多数存在する施設です。

I Z循環ポンプ等の点検修繕には特殊な知識と技術が必要で、設計施工を行ったアタカ工業株式会社の知識、特殊技術を要するため、アタカ工業株式会社の技術を引き継ぐ日立造船株式会社中部支社を契約の相手方とするものです。

アタカ工業株式会社

- ・平成18年、大機エンジニアリングと合併しアタカ大機株式会社に社名変更
- ・平成26年、親会社である日立造船株式会社と合併

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 2 号
- 3 事業名 岩村富田浄水場除マンガン装置点検整備
- 4 事業場所 岩村町富田
- 5 事業概要 ろ過交換N=1式 ストレーナー交換作業N=1箇所 内部点検作業
N=1式
- 6 工期 令和 6年 5月 2日 ～ 令和 6年12月20日
- 7 請負代金額 3,729,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 5月 2日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山3-7-3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>	<p>富田浄水場の除マンガンろ過機の精密点検を、装置の健全化と処理水の安定を図る必要がある。 この作業を行うためには、恵那市内にある浄水場の維持管理を行っており、内部構造を熟知しているオルガノプラントサービスしか出来ないため随意契約を行う。</p> <p>上記のことから、オルガノプラントサービス(株)中部事業所を随意契約の相手方とするものです。</p>

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 51 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 破碎設備修繕工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 破袋機（回転刃交換3回、スパーサーAB交換、位置決めカラー交換）、二次破碎機（回転刃・固定刃交換3回）。
- 6 工期 令和 6年 5月 8日 ～ 令和 7年 3月20日
- 7 請負代金額 78,760,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 5月 8日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3
名称 J F E 環境サービス（株）
代表取締役社長 保延 和義
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

167 条の 2 の 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏 名 JFE 環境サービス株式会社 代表取締役社長 保延 和義

住 所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地

経 緯

エコセンター恵那は 2014 年に炭化炉を停止し RDF 製造施設に変更した。この変更に伴い燃料費のランニングコストを押さえるために必要な乾燥設備・熱交換炉改造工事を行った。上記の工事は、既設設備の大幅変更を伴うことから、RDF 製造に実績のある JFE 環境サービス（株）が設計し当初施工を行った。

理 由

エコセンター恵那における今回の破碎設備の修繕工事（定期修繕工事）は RDF 製造機器の延命を図ること及び固形燃料（RDF）の安定的な製造を目的として計画的に機械部品等の交換、清掃等の施工をする必要があるためこれまでの修繕経緯を熟知し設計理念を保有している当初施工業者でないと、技術的に不可能である。

以上の理由により、当初施工を行った JFE 環境サービス（株）を随意契約の相手方とするもの。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 52 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 養生コンベヤ他緊急修繕
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 磁性物シャッター修繕、成形委フィードコーン修繕、養生コンベヤベルト取替、No.1破袋物コンベヤベルトクリーナー取替。
- 6 工期 令和 6年 5月 8日 ～ 令和 6年 6月30日
- 7 請負代金額 2,750,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 5月 8日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 糸田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号（緊急の場合）

契約の相手方

氏名 メタウォーター（株）中日本営業部 部長 糸田 貴史

住所 名古屋市西区名駅二丁目27番8号

理由

エコセンター恵那の通常点検の際に磁性物シャッターの基盤の破損、成形機フィードコーンのボルトの折損、養生コンベヤベルトの破断、No.1破袋物コンベヤベルトクリナーの損傷を発見したため緊急修繕を行う。このままの状態が続けばごみ処理過程で次の処理が出来ずごみの受け入れが出来なくなる恐れがあるため早急な対応が必要である。

上記養生コンベヤベルト他の機器については日頃からメタウォーター（株）が整備を担当しており、今回の修繕工事についても当該事業者が早急に対応可能であるとの回答を得た。修繕にはこれまでの整備経過や図面などの情報が必要なため当該事業者でなければ早期復旧は技術的に不可能である。

以上の理由により、上記事業者を随意契約の相手方とするもの。

随意契約報告書

- 1 担当課 幼児教育課
- 2 施行番号 契教幼 第 21 号
- 3 事業名 城ヶ丘こども園給食用リフト改修工事
- 4 事業場所 城ヶ丘こども園
- 5 事業概要 巻上機及び取付金具 1式、制御盤及び付属品 1式、塔内スイッチ及び付属品 1式、電線束及び付属品 1式 等
- 6 工期 令和 6年 5月21日 ～ 令和 6年11月29日
- 7 請負代金額 3,630,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 5月21日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅4-6-23
名称 菱電エレベータ施設（株）名古屋支店
取締役支店長 山岸 幸政
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

昇降機の製造・設置業者で保守点検業者でもあり、過去の実績による信頼性、本設備に熟知し自社製品での部品等の交換ができ、質の高い設備保全に最適なため。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 4 号
- 3 事業名 笠置毛呂窪浄水場膜取替修繕
- 4 事業場所 恵那市笠置町 毛呂窪
- 5 事業概要 膜モジュール修繕 N=2本
- 6 工期 令和 6年 5月27日 ～ 令和 7年 2月28日
- 7 請負代金額 2,420,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 5月23日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県美濃加茂市蜂屋台一丁目 5 番地 1 3
名称 寿美工業（株）岐阜営業所
所長 間宮 孝治
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>	<p>毛呂窪浄水場の膜モジュール取替修繕業務を遂行するためには業務対象の膜処理設備に関する独自性・特殊性について十分理解し、浄水場の特性に応じた取替修繕に関する専門的な知識や技術を有していることや緊急時の円滑な対応が必要である。</p> <p>また、本業務における各施設の膜処理設備は水道機工株式会社が独自に設計し、同社の代理店である寿美工業株式会社岐阜営業所が建設当時の施工から維持管理や緊急時の対応に至るまで携わっている。よってこれらの条件を満たすのは寿美工業株式会社岐阜営業所のみであるため随意契約により契約締結するものである。</p>

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（農集）
- 2 施行番号 契農集 第 8 号
- 3 事業名 千田川クリーンセンター機器修繕工事
- 4 事業場所 千田川クリーンセンター
- 5 事業概要 水中攪拌機 N=1台 ブロワN=3台 自動荒目スクリーン N=1台
破砕機 N=1台
- 6 工期 令和 6年 6月 7日 ～ 令和 6年12月13日
- 7 請負代金額 3,685,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 6月 7日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県本巣市下福島308
名称 東海環境事業（株）
代表取締役 玉川 貴文
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>	<p>1 当装置（水中攪拌機、ブロワ、自動荒目スクリーン、破碎機）は汚泥の処理を行う際に重要な機器であるが、経年劣化により汚泥の処理作業に支障を来すため修繕する。</p> <p>千田川処理区施設維持管理にあたって現在東海環境事業(株)と契約を締結し維持管理業務を行っており、施設内の機器に精通している。また、処理施設の維持管理を行う過程で作業が発生するため、東海環境事業(株)と随意契約を行いたい。</p> <p>上記のことから、東海環境事業株式会社を随意契約の相手方とするものです。</p>

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（農集）
- 2 施行番号 契農集 第9号
- 3 事業名 東野クリーンセンター機器修繕工事
- 4 事業場所 東野クリーンセンター
- 5 事業概要 流量調整ポンプ N=2台 水中攪拌機No.1 N=1台 ばっ気攪拌装置No.1 N=1台
- 6 工期 令和6年6月7日 ～ 令和6年12月13日
- 7 請負代金額 4,719,000 円
- 8 契約締結日 令和6年6月7日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県本巣市下福島308
名称 東海環境事業（株）
代表取締役 玉川 貴文
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>	<p>1 当装置（流入調整ポンプ、水中攪拌機、ばっ気攪拌装置）は汚泥の処理を行う際に重要な機器であるが、経年劣化により汚泥の処理作業に支障を来すため修繕する。</p> <p>東野処理区施設維持管理にあたって現在東海環境事業(株)と契約を締結し維持管理業務を行っており、施設内の機器に精通している。また、処理施設の維持管理を行う過程で作業が発生するため、東海環境事業(株)と随意契約を行いたい。</p> <p>上記のことから、東海環境事業株式会社を随意契約の相手方とするものです。</p>

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 16 号
- 3 事業名 申原閑羅瀬浄水場膜取替修繕
- 4 事業場所 恵那市申原
- 5 事業概要 膜モジュール修繕 N=2本
- 6 工期 令和 6年 6月14日 ～ 令和 6年10月31日
- 7 請負代金額 2,607,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 6月14日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県美濃加茂市蜂屋台一丁目 5 番地 1 3
名称 寿美工業（株）岐阜営業所
所長 間宮 孝治
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>	<p>閑羅瀬浄水場の膜モジュール取替修繕業務を遂行するためには業務対象の膜処理設備に関する独自性・特殊性について十分理解し、浄水場の特性に応じた取替修繕に関する専門的な知識や技術を有していることや緊急時の円滑な対応が必要である。</p> <p>また本業務における各施設の膜処理設備は株式会社東芝が独自に設計し、同社の代理店である寿美工業株式会社が建設当時の施工から維持管理や緊急時の対応に至るまで携わっている。よってこれらの条件を満たすのは寿美工業株式会社岐阜営業所のみであるため随意契約により契約締結するものである。</p>

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 8 号
- 3 事業名 山岡・上矢作地区水道施設装設備更新工事
- 4 事業場所 恵那市山岡町、上矢作町ほか
- 5 事業概要 水道施設装機器更新 一式【山岡地区】入出力装置 N=6箇所、【上矢作地区】入出力装置 N=3箇所、【中野方、岩村地区】無停電電源装置 N=2箇所
- 6 工期 令和 6年 6月20日 ～ 令和 7年 1月10日
- 7 請負代金額 14,850,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 6月20日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘 3-16-15
名称 シンク・エンジニアリング（株）
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>	<p>1 当事業で更新・整備を行う伝送装置及び無停電電源装置は、既設の中央監視システムを通して施設の状況把握を行うものである。 本工事で実施する中央監視システムとの同期・配線などの作業は、開発・保守管理を行っており、技術情報やメンテナンス情報を有したシンクエンジニアリング(株)以外では困難である。</p> <p>上記の理由から、シンクエンジニアリング(株)を随意契約の相手方とするものです。</p>

随意契約報告書

- 1 担当課 教育総務課
- 2 施行番号 契教総 第 69 号
- 3 事業名 飯地小学校給食用昇降機改修工事
- 4 事業場所 飯地小学校
- 5 事業概要 巻上機(2.2kw用)、制御盤、塔内スイッチ及び付属品、電線束及び付属品、操作盤、出入口ドアロック・ドアスイッチ、主ロープ、カゴゲートスイッチ
- 6 工期 令和 6年 6月21日 ～ 令和 6年 9月30日
- 7 請負代金額 3,850,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 6月21日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅4-6-23
名称 菱電エレベータ施設(株)名古屋支店
取締役支店長 山岸 幸政
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

昇降機の製造・設置業者で保守点検業者でもあり、過去の実績による信頼性、本設備に熟知し自社製品での部品等の交換ができ、質の高い設備保全に最適なため。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（特環）
- 2 施行番号 契特環 第 18 号
- 3 事業名 竹折浄化センター機器修繕工事
- 4 事業場所 竹折浄化センター
- 5 事業概要 汚水ポンプ N=3台 汚泥掻奇機 N=1台 二次処理給水ユニット N=1台 給水ユニット N=2台
- 6 工期 令和 6年 6月24日 ～ 令和 6年12月20日
- 7 請負代金額 3,421,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 6月24日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県本巣市下福島308
名称 東海環境事業（株）
代表取締役 玉川 貴文
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>	<p>1 当装置（汚水ポンプ、汚泥掻き機、二次処理給水ユニット、給水ユニット）は汚泥の処理を行う際に重要な機器であるが、経年劣化により汚泥の処理作業に支障を来すため修繕する。</p> <p>竹折処理区施設維持管理にあたって現在東海環境事業(株)と契約を締結し維持管理業務を行っており、施設内の機器に精通している。また、処理施設の維持管理を行う過程で作業が発生するため、東海環境事業(株)と随意契約を行いたい。</p> <p>上記のことから、東海環境事業株式会社を随意契約の相手方とするものです。</p>

随意契約報告書

- 1 担当課 消防総務課
- 2 施行番号 契消総 第 18 号
- 3 事業名 東濃 5 市消防指令センター指令システム設置工事
- 4 事業場所 恵那市消防本部 署所（恵那、中野方、岩村、上矢作、明智）
- 5 事業概要 指令設備、本部支援端末、本部用情報表示板、指令伝送装置、気象情報収集装置、出動車両運用管理装置、無停電電源装置、署所監視カメラ、消防支援情報システム、緊急通報システム移設、署所間ネットワーク装置、消防救急無線デジタル接続等
- 6 工期 令和 6年 7月 1日 ～ 令和 8年 3月31日
- 7 請負代金額 218,900,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 6月28日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町土々ヶ根2628-9
名称 中央電子光学（株）東濃支店
支店長 土本 裕志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

当市は瑞浪市に入札事務を委任しており、瑞浪市において制限付き一般競争入札の落札業者と契約するもの。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 70 号
- 3 事業名 えな斎苑火葬炉等設備補修工事
- 4 事業場所 東野えな斎苑
- 5 事業概要 火葬炉オーバーホール工事（3号炉）、直上再燃炉付火葬炉煉瓦積工事、燃烧空気ブロワモーター取替（1、3、4号炉）
- 6 工期 令和 6年 7月 1日 ～ 令和 7年 3月21日
- 7 請負代金額 23,001,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 6月28日
- 9 契約相手方 住所 富山県富山市奥田新町 1 2-3
名称 (株) 宮本工業所
代表取締役 宮本 芳樹
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

えな斎苑の火葬炉は、株式会社宮本工業所によって設計・施工されたものであり、機械類の保守管理も同事業者と契約している。

宮本工業所は添付一覧の通り、産業財産権を保有している。その中で、恵那市及びえな斎苑が管理している火葬炉に該当する項目を黄色着色にて示してある。

この産業財産権により宮本工業所の火葬炉は構築されており、排ガス基準値も含め性能を保証している。仮に他の業者が同様の形状により施工した場合、各財産権により保護されている権利に抵触する可能性がある。また、別の業者が宮本工業所製の火葬炉設備（排気、電気設備も含む）を修繕、更新した場合は宮本工業所の性能保証ができなくなるため万が一のトラブル時において保証対象外となる恐れがある。（家電等の保証と同様の考え方）

それにより、火葬炉設備の安定稼働についても保証が難しくなることが想定される。以上のことから、同事業者が適切であるため、株式会社宮本工業所と契約をすべきである。